

# 中川区富永一丁目の市有地における 障害者自立支援施設整備法人の募集

## 資料目次

	頁
募集のスケジュール	…1
整備用地及び施設の概要	…2
名古屋市中川区富永一丁目の市有地における障害者自立支援 施設整備法人の募集の実施に関する要領	…3
名古屋市中川区富永一丁目の市有地における障害者自立支援 施設の整備用地貸付法人の選定にかかる評価基準	…23
名古屋市障害者福祉施設整備用地貸付要綱	…24

## 1 募集のスケジュール

平成 30 年 9 月 28 日 (金)	整備法人募集開始
平成 30 年 10 月 5 日 (金)	説明会 (名古屋市役所 西庁舎 12 階第 16 会議室) ・貸付用地、貸付制度、申込書の作成及び申込時の必要書類等について説明及び質疑応答
平成 30 年 10 月 29 日 (月) ～10 月 31 日 (水)	申込受付 ・応募者が持参する申込書等各種書類を受付
平成 30 年 11 月中旬	社会福祉施設整備用地貸付法人評価委員による評価 貸付法人調査会
平成 30 年 11 月中旬～	貸付法人決定 ・社会福祉施設整備用地貸付承認 (不承認) 通知書を送付
平成 31 年 3 月～	国庫補助金に係る協議書提出
平成 31 年 4 月～	土地買戻し、開発許可申請
平成 31 年 6 月～	国庫補助金内示、用地貸付、施設整備
平成 31 年度中～	完成・運営開始

## 2 整備用地及び施設の概要

### (1) 状況

整備用地の概要	所在地	名古屋市中川区富永一丁目16番3
	面積	5,883.86㎡
	建蔽率・容積率	60%・200%
	用途地域	市街化調整区域
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該土地は、社会福祉施設の用に供することを目的として、平成13年7月に農地転用が許可され、同年9月に市が取得した。</li> <li>・国道1号線を拡幅する計画があるため、当該募集用地北部において、建造物を設置できない箇所が存在する。</li> <li>・用地内に他工事による残土の堆積があるが、施設整備を行う前に名古屋市において撤去する。</li> </ul>	
施設の概要	事業内容	就労移行支援 定員 10人
		就労継続支援（B型） 定員 17人
		自立訓練（生活訓練） 定員 18人（うち宿泊15人）
工期	平成31年度	

### (2) 土地配置図



## 名古屋市中川区富永一丁目の市有地における障害者自立支援施設整備法人の募集の実施に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、名古屋市中川区富永一丁目の市有地の貸与により障害者自立支援施設（以下「施設」という。）を整備するにあたり、当該施設を設置運営する法人（以下「整備法人」という。）を、名古屋市障害者福祉施設整備用地貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）に基づき選定することに係る募集について必要な事項を定めることを目的とする。

### (募集用地の概要等)

第2条 募集用地に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 募集用地は名古屋市中川区富永一丁目 16 番 3 を地番とする建蔽率 60%、容積率 200%の 5,883.86 平方メートルの土地とする。ただし、国道 1 号線を拡幅する計画があるため、当該募集用地北部において、建造物を設置できない箇所が存在する。
- 2 当該土地は、平成 13 年 7 月 18 日において、愛知県知事の許可を得て社会福祉施設を整備する目的で農地転用許可を受けたものである。よって農地転用の目的に合致した利用を将来にわたり実施していく必要があり、この点については市担当部署と十分協議・確認を行うこと。
- 3 前項のほか、土地の整備利用に関しては都市計画法はじめ関係法令を順守するとともに、市担当部署と十分協議・確認を行うこと。
- 4 募集用地の貸付期間は 5 年とする。
- 5 前項の貸付期間は更新することができる。

### (応募の対象となる者)

第3条 本件の募集に関し応募の要件等は、次のとおりとする。

- 1 貸付要綱第 3 条別表に定めた要件を満たしているもの。
- 2 施設整備及びその後の運営を行う資金が確実に用意されている又は確実に調達することが可能であるもの。
- 3 前項に該当しない又は自らが所有する他の施設を優先して国庫補助を受ける意思がある等の理由で、施設整備時において、社会福祉施設等施設整備費に係る国庫補助金や独立行政法人福祉医療機構からの借入金が入手できない状態になるおそれがないもの。

### (施設整備の条件)

第4条 施設整備を行うにあたっては次の条件を満たしたうえで実施する必要がある。

- 1 募集用地は市街化調整区域内に位置し、利用に関しては都市計画法に基づく開発許可が必要となるため、市担当部署と十分に調整をして当該申請手続きを行うこと。

- 2 当該土地の利用に際しては、通行や排水等をはじめ地元既設設備等との調整が必要となることから、関係機関等と十分な調整を行うとともに地域住民の生活等に配慮すること。
- 3 募集用地の西端及び南端の土中には、複数のコンクリートパイプが埋まっているので、これらが整備工事に支障をきたすことがないように設計に際して注意すること。ただし、やむを得ずコンクリートパイプを除去しなければならない場合、除去費用は協議の上、名古屋市が負担することがある。
- 4 募集用地に隠れた瑕疵があり、整備工事に支障をきたすことが判明した時は、直ちに名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課（以下「障害者支援課」という。）に報告すること。瑕疵の原因となっているものを除去するための費用負担については、協議の上、名古屋市が負担することがある。
- 5 施設及び設備については、名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 80 号）を始めとした、関係法令を遵守すること。
- 6 整備を進めるにあたっては、名古屋市と十分な調整を図り、国庫補助金や独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の申請等を所定の期日までに行い、平成 31 年度中の工事完了を予定すること。
- 7 施設の運営開始時期については、工事完了後すみやかにこれを行うこと。遅くとも平成 32 年 4 月 1 日を予定すること。
- 8 その他、名古屋市の指示に従うこと。

#### （施設の運営要件）

第5条 施設の運営にあたっては、次の要件を満たす必要がある。

- 1 農地、緑地、水辺といった自然に囲まれた環境の中で、農や自然を活かした支援を行うことで、生活能力の向上や社会復帰を目指すことを目的に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 12 項に規定する自立訓練を行うこととし、その定員を 18 名とすること。また、宿泊型自立訓練についても実施できるよう施設等の整備を行い、その定員は 15 名（自立訓練の定員 18 名に含む）とすること。
- 2 前項記載の目的のもと、法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援及び同条第 14 項に規定する就労継続支援（B 型）を行うものとし、その定員は 45 名から前項の自立訓練事業の定員を差し引いたもの以内とすること。
- 3 第 1 項の自立訓練の対象者はアルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 100 号）第 2 条に規定する健康障害のある者のうち断酒者（以下「断酒者」という。）に限るものとする。また自立訓練を利用する断酒者が飲酒を一切しないよう施設内外での見守りや指導を行うとともに、飲酒をした者に対しては利用を停止・廃止・退所等の措置をとること。
- 4 第 2 項にいう就労移行支援及び就労継続支援は対象者を知的障害者と身体障害者及び前項の断酒者とし、断酒者の取扱いは、前項に準ずるものとする。
- 5 整備法人は、運営開始後において事業内容の変更等を希望する場合には、事前に名古屋市に協議すること。その後、本市とともに地域等との協議を踏まえた上で、指定内容の変更申請等、必要な手続きを行うこと。

- 6 人員の配置については、地域住民の安心と安全に配慮しその確保が図られるよう指定基準以上の、十分な体制の確保に努めること。また、社会福祉士や精神保健福祉士等の配置の他、特に保健・医療面における体制の確保に努めること。
- 7 施設の利用者が、迷惑行為はじめ地域等の住民が不安・不快に感じる行為等を行うことがないように、また通学路における配慮をはじめ児童生徒とその父母等の不安を解消するため、整備法人は細心の注意を払うとともに、通所等について必要な措置を講じること。このため整備法人は、運営を開始する前にその措置等について十分な説明を行う機会を設けるとともに、地域等の要望を可能な限り受け入れるよう努めること。なお、その際には利用する障害者の人権等にも配慮すること。
- 8 整備法人は、選定後に地域等の代表者と名古屋市の三者において施設整備、施設運営その他に関する協定書を締結し、その内容を順守すること。

#### (募集方法)

第6条 貸付要綱第4条第2項に定められた募集の方法に関する事項は次のとおりとする。

- 1 申込に関する説明会を、名古屋市役所にて、平成30年10月5日に行う。説明会においては、貸付用地、貸付制度、申込書の作成及び申込時の必要書類等について説明するとともに、質疑・応答を行う。
- 2 貸付要綱に規定された障害者福祉施設整備用地借入申込書（様式第1号）他添付書類の受付を、障害者支援課にて、平成30年10月29日から平成30年10月31日まで行う。この時、施設整備に関するヒアリングも併せて行うので、当該申込書は郵送ではなく、事前に日時を障害者支援課と調整した上で、持参して提出すること。添付書類は別表のとおりとする。
- 3 選定のための審査は、社会福祉施設整備用地貸付法人評価委員の評価の結果を踏まえ、市長が行う。
- 4 資料作成代等、本件応募のために必要となる経費については、全て応募する法人等の負担とする。
- 5 整備法人決定後において、予算の議決、国庫補助協議及び地域等との協議の結果等により、施設計画及び資金計画を変更させることがある。
- 6 申込内容に虚偽があったことが判明した場合は、設置運営主体の決定後においてもこれを取り消すことがある。

#### (その他)

第7条 本要領に定める施設整備及び市有地貸与にかかる取扱いは、平成31年度の本市予算の成立が要件となる。

この要領は、平成30年9月28日から施行する。

(別表)

添	付	書	類	様	式	必須書類
1. 熱意、理解、実績、人材等に関する書類						
	(1) 総括表			別紙様式 1		○
	(2) 施設の特色等			別紙様式 2-1～2-6		○
	(3) 事業報告書			別 紙 様 式 3		○
2. 財源に関する書類						
	(1) 資金計画書			別紙様式4-1, 4-2		○
(2) 自己資金	(ア) 法人決算書(直近のもの)			任 意 の 様 式		○
	(イ) 財産目録(直近のもの)					○
	(ウ) 預金通帳の写し					○
	(エ) 預金残高証明書					○
(3) 寄付金・その他	(ア) 贈与確約書			別紙様式に準じる		○
	(イ) 寄付者の印鑑登録証明書			任 意 の 様 式		○
	(ウ) 寄付者の預金残高証明書					○
	(エ) 寄付者の課税証明書					○
	(オ) (企業・団体等からの寄付の場合) 役員会等の議事録					
	(カ) (企業・団体等からの寄付の場合) 企業等の貸借対照表					
	(キ) (企業・団体等からの寄付の場合) 企業等の法人決算書					
	(4) その他参考になる資料					
3. 償還計画等に関する書類						
	(1) 借入金償還計画表			別 紙 様 式 5		○
	(2) 借入金償還財源内訳書			別 紙 様 式 6		○
	(3) 償還財源確認書類					
	(ア) 償還金贈与確約書			別紙様式に準じる		○
	(イ) 贈与者の印鑑登録証明書			任 意 の 様 式		○
	(ウ) 贈与者の課税証明書			任 意 の 様 式		○
	(エ) 贈与者の残高証明(預貯金を償還財源とする場合)			任 意 の 様 式		
	(オ) 施設会計繰入額の根拠書類(法人の収入を充てる場合)			任 意 の 様 式		
	(4) その他参考になる資料			任 意 の 様 式		
4. 法人に関する書類						
	(1) 法人調書			別 紙 様 式 7		○
	(2) 法人議事録等(施設整備に関する議事)			任 意 の 様 式		○
5. 活動実績に関する書類						
	(1) 事業日誌及び決算書の写し(過去5年分。応募法人が障害者を育成・指導している実績が分かるもの)			任 意 の 様 式		○
	(2) 過去3年間の法人指導監査・施設指導監査の結果の写し			任 意 の 様 式		○
	(3) その他参考になる資料			任 意 の 様 式		
※書式はA4又はA3版に統一すること。(公的機関からの証明書等を除く。) ※このほかにも必要な書類について別途指示することがある。 ※提出時においては、書類はファイルにとじ、インデックスを添付すること。						

総括表

様式1

法人	名称	代表者
----	----	-----

1 本件申込施設の概要

事業種別	(定員)		人
	(定員)		人
	(定員)		人
	(定員)		人
建物構造	造 階建	延床面積	m <sup>2</sup>
工期	平成 年度(予定)	事業開始	平成 年 月(予定)

2 事業費・財源の状況

事業費内訳(概算)	左の財源内訳(概算)		構成率
①建設工事費	補助金	千円	%
	借入金	千円	%
	団体の資産	千円	%
②初度設備費	内	自己資金	千円 %
③就労訓練事業等整備費		寄付金	千円 %
工事事務費		その他	千円 %
合計	合計	千円	100 %

3 開設準備金の状況

経費の支出見込額(概算)	左の財源内訳(概算)		構成率
基本財産	法人の資産		
運営資金	自己資金	千円	%
〔施設開設後、概ね3か月間の 人件費及び事務費(会議費、 研修費等)〕	寄付金	千円	%
	その他	千円	%
備品購入費 (補助対象外)			
合計	合計	千円	100 %

※ 建設整備費・備品設備整備費及び補助金、借入金は平成\_\_\_\_年度の概算額です。

※ 運営資金は平成\_\_\_\_年度の概算額です。





法人	名称	代表者
----	----	-----

(3) 利用者への処遇方針

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(4) 保健・医療面における処遇方針（提携する医療機関を含めて記載すること）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

法 人	名 称	代表者
<p>2 管理者・職員の確保方策（具体的な内容を記入してください）</p> <p>(1) 管理者・職員にはどのような人材を採用するのか。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(2) 職員はどのように確保し、その資質や能力をどのように向上させるのか。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>3 地域や周辺住民との良好な関係をどのように構築していくのか。 （要望や苦情等への対応方針を含めて記載すること）</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		





法人	名 称	代 表 者
----	-----	-------

7. 法人指導監査の結果（過去3年間）  
（指摘事項とそれに対する改善内容）

指 摘 事 項	改 善 内 容

8. 施設指導監査の結果（過去3年間）  
（指摘事項とそれに対する改善内容）

指 摘 事 項	改 善 内 容

法人		名称		代表者	
法人の沿革	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	.....				
	活動実績	障害者福祉施設			
名称		施設種別	定員	認可又は開設年月日	
			人	年 月 日	
			人	年 月 日	
			人	年 月 日	
障害者福祉施設以外の社会福祉施設					
名称		施設種別	定員	認可又は開設年月日	
			人	年 月 日	
			人	年 月 日	
			人	年 月 日	
実績	施設運営以外の社会福祉活動				
	活動内容	.....			
		.....			
		.....			
		.....			
		.....			
		.....			
		.....			
		.....			

資 金 計 画 書

様式4-1

法 人 名 称			代 表 者		
下 記 資 金 の 状 況	平成 年 月 日		現在の状況		
自己資金の (現金) 状況  ※既に法人で保有 している分	内 訳		金 額		
	預 貯 金		円		
	その他 [ ]		円		
	合 計 ①		円		
	自己資金確保の経過				
-----					
-----					
-----					
寄付金の状況  ※法人への贈与を 予定している分	寄付予定者	寄付予定者と 法人との関係	寄 付 予 定 額 (入金予定年月)		
	(個人・団体) 名称	(有・無) 関係:	円		
			(平成 年 月以降)		
	(個人・団体) 名称	(有・無) 関係:	円		
			(平成 年 月以降)		
	(個人・団体) 名称	(有・無) 関係:	円		
		(平成 年 月以降)			
合 計 ②		円			
寄付金確保の経過					
-----					
-----					
-----					
-----					



資 金 計 画 書

様式4-2

法 人 名 称				代 表 者		
下 記 資 金 の 状 況	平 成 年 月 日		現 在 の 状 況			
そ の 他 ア. 借入金 (福祉医療機構以外) イ. 民間からの助成金 ウ. 既存財産の処分 エ. その他  ※法人への贈与を予定している分	名 称	法 人 と の 関 係	予 定 額 (入金予定年月)			
		(有・無) 関係:	円			
			(平成 年 月以降)			
		(有・無) 関係:	円			
			(平成 年 月以降)			
		(有・無) 関係:	円			
		(平成 年 月以降)				
合 計 ③				円		
確保の経過						
合 計 ①+②+③ (法人の資産)			円			

【充 当 内 訳】

区 分	内 訳					合 計
	土地・建物整備資金	就労訓練設備整備資金	基本財産	運営資金	備品購入費 (補助対象外)	
自己資金(現金)の合計額 ①	円	円	円	円	円	円
寄付金の合計額 ②	円	円	円	円	円	円
その他の合計額 ③	円	円	円	円	円	円
合 計 (団 体 の)	円	円	円	円	円	円

贈 与 確 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、社会福祉法人（法人名称）理事長  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与を確約した。

第1条 甲は、社会福祉法人（法人名称）が新たに経営しようとする（施設種別）  
（施設仮称）の土地購入資金として金\_\_\_\_\_円、建築資金として、金  
\_\_\_\_\_円、運営資金として金\_\_\_\_\_円、備品購入費（補助対象外）  
として金\_\_\_\_\_円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した

第2条 甲は、前条による贈与を工事着工日までに行わなければならない。

第3条 第1条の施設の建設計画が中止されたときは、この確約は無効とし、こ  
れにより損害が発生した場合は、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この確約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の  
上決定するものとする。

上記確約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を  
所持する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

- ※ 代表者が贈与する場合は、特別代理人を選任すること。
- ※ 基本財産、土地購入資金、建築資金、運営資金、備品購入費のうち、実際に贈与金を充当する項目のみ記入し、充当しない項目については削除すること。

借入金償還計画表

様式5

法人		名称			代表者							
福祉医療機構		借入金額			千円（「総括表」より）			利率	2.0%	借入年度	平成	年
償 還 年 度	償 還 額			左 对 する 財 源 別 充 当 額 ( 個 人 別 ・ 財 源 別 )								
	元 金 (万単位とし 端数は初年 度に計上)	利 息 (千円未満は 四捨五入)	合 計	名古屋市 補 助	合 計	法 人 負 担						
						千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	,	0	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	0	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
合 計	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,

法人		名称		代表者			
個人からの贈与金	番号		1	2	3	4	
	氏名						
	年齢		歳	歳	歳	歳	
	法人(団体)との関係						
	職業又は先勤務						
	贈与の承継者	氏名					
		年齢		歳	歳	歳	歳
		法人(団体)との関係					
		職業又は先勤務					
	番号		5	6	7	8	
	氏名						
	年齢		歳	歳	歳	歳	
	法人(団体)との関係						
	職業又は先勤務						
	贈与の承継者	氏名					
		年齢		歳	歳	歳	歳
法人(団体)との関係							
職業又は先勤務							
法人自体の収入	施設会計繰入金		千円				
	その他収入						
その他の財源							

償 還 金 贈 与 確 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、社会福祉法人\_（法人名称）\_理事長  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与を確約した。

第1条 甲は、社会福祉法人\_（法人名称）\_が\_（施設種別）\_ \_（施設仮称）\_を経営しようとする定款変更が認可されたときは、同法人の福祉医療機構からの借入金の償還財源として、総額金\_\_\_\_\_円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 前条による贈与を、毎年3月末までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を承継して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の承継を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この確約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記確約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

丙 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

- ※ 代表者が贈与する場合は、特別代理人を選任すること。
- ※ 贈与者には理事長を加えること。
- ※ 甲が60歳以上の場合は、丙をたてること。
- ※ 年間償還額が、年間総所得の1/4を超えないこと。

(別 記)

(償還贈与予定者名

)

償 還 年 次			贈 与 金 額		
			元	金 利	息 合 計
1	平成	年	円	円	円
2	平成	年	円	円	円
3	平成	年	円	円	円
4	平成	年	円	円	円
5	平成	年	円	円	円
6	平成	年	円	円	円
7	平成	年	円	円	円
8	平成	年	円	円	円
9	平成	年	円	円	円
10	平成	年	円	円	円
11	平成	年	円	円	円
12	平成	年	円	円	円
13	平成	年	円	円	円
14	平成	年	円	円	円
15	平成	年	円	円	円
16	平成	年	円	円	円
17	平成	年	円	円	円
18	平成	年	円	円	円
19	平成	年	円	円	円
20	平成	年	円	円	円
合計			円	円	円

## 社会福祉法人調書

法人名		施設名		施設種別		定員	人 通	名
主たる事務所の所在地								
法人認可年月日	年 月 日		(厚生(労働)省 第 号 )					
法人繰越金の状況	年 月末現在		円					
役員 の 状 況								
役 員	年齢	住 所	職歴(公務を含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員の兼務	兼務法人名		
理事長					有・無			
理事1					有・無			
理事2					有・無			
理事3					有・無			
理事4					有・無			
理事5					有・無			
理事6					有・無			
理事7					有・無			
理事8					有・無			
理事9					有・無			
理事10					有・無			
監事					有・無			
監事2					有・無			
監事3					有・無			
評 議 員 の 状 況								
評 議 員	年齢	住 所	職歴(公務を含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員の兼務	兼務法人名		
評議員1					有・無			
評議員2					有・無			
評議員3					有・無			
評議員4					有・無			
評議員5					有・無			
評議員6					有・無			
評議員7					有・無			
評議員8					有・無			
評議員9					有・無			
評議員10					有・無			
評議員11					有・無			
評議員12					有・無			
評議員13					有・無			
評議員14					有・無			
評議員15					有・無			
評議員16					有・無			
評議員17					有・無			
評議員18					有・無			
評議員19					有・無			
評議員20					有・無			

名古屋市市中川区富永一丁目の市有地における障害者自立支援施設の整備用地貸付法人の選定にかかる評価基準

評価項目		評価の視点	審査箇所	評点
大項目(評価基準)	小項目			
施設の運営を安定して行う物的及び人的能力並びに意思を有していること(25点)	適切な手順をもって運営意思が決定されていること(5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人として、運営を希望する意思が明確かつ適切に決定されているか</li> <li>運営を希望する意思を持つに至った経緯が具体的に示されているか</li> </ul>	様式2-1 質問1(1) ※1	5/4/3/2/1/0
	管理運営の実績及び能力があること(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者を育成・指導している実績の多寡</li> <li>管理運営するための能力やノウハウがあるか</li> </ul>	様式3	10/8/6/4/2/0
	将来にわたる安定した運営基盤を有すること(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか</li> <li>安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか</li> </ul>	様式4～7 ※2	10/8/6/4/2/0
施設の設置目的を最も効果的に達成すること(65点)	施設の設置趣旨を理解し、明確な基本運営方針を持っていること(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営の基本理念は確立されているか</li> <li>施設の設置目的を十分反映した運営方針であり、サービスに関して利用者側の視点を持っているか</li> </ul>	様式2-1 質問1(2)	10/8/6/4/2/0
	利用者の適切な処遇を確保するための処遇方針を持っていること(15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者処遇の方針は、利用者の特性や意向等の反映を前提としているか</li> <li>医療機関との連携を含め、保健・医療面における利用者の処遇方針が具体的に示されているか。</li> <li>利用者に提供するサービスに関わる計画は、基本方針とともに組織的に策定するものとなっているか</li> </ul>	様式2-2 質問1(3)(4)	15/12/9/6/3/0
	施設機能を十分に発揮する管理体制をとれること(15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な知識、経験を有する人材を必要数配置できるか</li> <li>安定的な人材確保の具体的な見通しはあるか</li> <li>適切な苦情処理及び情報管理の体制がとられているか</li> <li>監査指摘事項は適切に改善されているか</li> </ul>	様式2-3 質問2(1)(2) 様式2-4 質問4(1)(2) 様式2-6 質問7,8	15/12/9/6/3/0
	地域と良好な関係を築き、円滑な運営を進められる能力があること(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や周辺住民に対して施設への理解を得るための具体的な取り組みが示されているか</li> </ul>	様式2-3 質問3	10/8/6/4/2/0
	施設としての特色を発揮し、サービス向上につながるような提案があること(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>この法人ならではの活動で、サービスの向上にも繋がると考えられるものはあるか</li> <li>土地や周辺環境を踏まえた整備・運営方針が具体的に示されているか。</li> </ul>	様式2-5 質問5	10/8/6/4/2/0
	将来的な事業展開に関して明確なビジョンを持っていること(5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本運営方針に沿った活動以外に、施設の価値を高めるような事業展開が考えられているか</li> </ul>	様式2-5 質問6	5/4/3/2/1/0
	設置運営主体としての総合的評価(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体としてのバランスがとれているか</li> <li>処遇方針は基本運営方針に基づいた一貫性のあるものとなっているか</li> </ul>	全般	10/8/6/4/2/0
		合計		100～0

※1 この他、法人議事録等(施設整備に関する議事)

※2 この他、自己資金や寄付金などに関する書類、償還財源確認書類



## 名古屋市障害者福祉施設整備用地貸付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名古屋市（以下「市」という。）が障害者福祉施設の計画的な整備促進を図るため、市有地を貸し付けることについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸付用地)

第2条 貸付用地（以下「用地」という。）は、市が障害者福祉施設用地として計画した市有地の中から市長が決定する。

### (貸付対象者)

第3条 用地の貸し付けを受けることができる者は別表のとおりとする。

### (貸付の手続)

第4条 市長は、用地の貸し付けに当たっては、あらかじめ期間を定め、借入希望者の募集を行うものとする。

2 募集の方法に関する事項は、別に定める。

3 借入希望者は、第1項の期間内に名古屋市障害者福祉施設整備用地借入申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、同時に複数の社会福祉施設用地（障害者福祉施設以外の社会福祉施設用地を含む）について借入希望者の募集があった場合は、1つの社会福祉施設用地のみ借入申込みできるものとする。また、既に他の社会福祉施設用地について借入申込みをしている場合、それが決定されるまでの間はそれ以外の社会福祉施設用地の借入申込みはできないものとする。

4 市長は、前項の申込書を提出した者の中から、社会福祉施設整備用地貸付法人評価委員（以下「評価委員」という。）の評価を参考に、貸し付けを受ける者を決定する。

5 委員会に関する事項は、別に定める。

6 市長は、第3項の申込書を提出した者に対し、貸し付けるか貸し付けないかの決定の結果を名古屋市障害者福祉施設整備用地貸付承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (貸付期間)

第5条 用地の貸付期間は5年以内とする。

2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新の時から同項の期間を超えないものとし、以後も同様とする。

### (貸付料)

第6条 用地の貸付料は名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第8条第1項第1号及び第15条の規定に基づき無償とする。

### (貸付条件)

第7条 用地の貸し付けを受けた者は、その用地を指定された目的以外の用途に使用してはならない。

### (用地の返還)

第8条 市長は、用地の貸し付けを受けた者が、前条の規定に反し、又は次の各号の一に該当したときは、直ちに当該用地の返還を求めることができる。

- (1) 事業を廃止したとき。
  - (2) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
  - (3) 用地又はその上に建てた建物の全部又は一部を第三者に転貸したとき。
  - (4) その他土地使用貸借契約に定める条項に反したとき。
- (その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

別表

	貸付対象者
選定基準	<p>ア 本市が貸付対象者の選考を開始する時期までに、本市に対し、障害者福祉施設を市有地の貸し付けにより整備・運営する意思を明示している愛知県内に本部のある既設の社会福祉法人(以下「土地貸付希望法人」という。)であること。</p> <p>イ 土地貸付希望法人が、障害者福祉に関する十分な知識、理解及び経験があること。</p> <p>ウ 土地貸付希望法人が、障害者福祉施設を整備・運営することについて、資金の調達、人材の確保等が十分可能と判断されること。</p> <p>エ 土地貸付希望法人として意思決定がなされていること。</p> <p>オ 次のいずれかに該当する土地貸付希望法人であること。</p> <p>① 社会福祉法人設立後、整備予定年度の前年度末までに、5年以上経過していること。</p> <p>② 障害者を育成・指導している実績が整備予定年度の前年度末までに、5年以上あること。</p>

様式第1号

名古屋市障害者福祉施設整備用地借入申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長名

法人(団体)所在地 \_\_\_\_\_

法人(団体)名 \_\_\_\_\_

法人(団体)代表者 \_\_\_\_\_

障害者福祉施設用地の借入について、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 申込用地 (所在地)
  
- 2 添付資料 「添付書類一覧」のとおり

様式第2号

承認  
名古屋市障害者福祉施設整備用地貸付 通知書  
不承認

年 月 日

様

名古屋市長名



年 月 日付けで申込みのあった障害者福祉施設用地

所在地

の貸し付けについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認する  
貸付を  
承認しない

教示 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

（承認する場合追記）

<<貸付条件>>

1. 本用地における施設整備は、年度予算及び国庫補助の承認を前提とします。
2. 申込内容に虚偽があったことが判明した場合には、用地貸付決定後においてもこれを取り消すことがあります。
3. 施設建設における設計内容、法人設計内容、施設運営内容について、本市の指示があるときは、これに従ってください。